

- ◆用語解説
- ◆人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ◆人権尊重のまちづくり推進審議会規則
- ◆人権尊重のまちづくり推進基本指針策定委員会規程
- ◆人権尊重のまちづくり推進審議会への諮問書
- ◆人権尊重のまちづくり推進審議会の審議経過
- ◆人権尊重のまちづくり推進審議会の名簿
- ◆人権尊重のまちづくり推進審議会答申

## 用語解説

番号	用語	解説内容
※1	ドメスティック・バイオレンス(DV)	夫や恋人・パートナーなどから女性に向けられる暴力のこと。「男性優位・女性従属」の社会構造や慣習から生じる女性に対する深刻な人権侵害であり、犯罪である。身体的暴力だけではなく、妻の存在を理由なく無視することなど、心理的に苦痛を与えることも含む。DV防止法が、平成13年(2001年)に施行された。
※2	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家庭については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。
※3	セクシュアル・ハラスメント	主に、職場で行われる様々な性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させたりすること。
※4	ストーカー行為	恋愛や好意の感情やそれが満たされなかったことに対する怨念の感情のために、つきまといなどの行為を繰り返し行うこと。 平成12年(2000年)にストーカー行為を行った者に対し行為の禁止を命じ、被害者やその家族を保護するための「ストーカー行為規制法」が施行された。
※5	デートDV	デートDVとは、恋人との間で生じる暴力のこと。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間のDVと同じ構図をもっており、力をふるう理由も原因も同じである。相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を一方向的に押しつけたりする「力と支配の関係」が根底にある。
※6	ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。これにより、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力のある社会を実現する基盤となる。
※7	特定高齢者	「生活機能が低下していて、介護が必要となる恐れのある虚弱な高齢者」のことで、具体的には介護予防の観点から行われる検診などの結果、生活機能の低下が心配される人。

番号	用語	解説内容
※8	ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。
※9	バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁となるものを除外するという意味。もともとは、建築用語として登場し、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味。 最近では、より広く、制度、情報、心理面など障害者の社会参加を阻むあらゆる障壁の除去という意味で用いることが多くなった。
※10	物理的バリア	車イスの方や足の不自由な人が、店の入り口や歩道に段差があって通れないなど、物理的なもの。
※11	制度的バリア	点字による試験を認めてもらえないとか、障害の有無で就職、資格などが制限されるなど、制度的なもの。
※12	文化、情報面のバリア	新聞が読めない、信号がわからない、テレビの内容がわからないなど、情報が得られないことや文化活動の機会が得られないなど、情報面のバリア。
※13	意識(心)のバリア	バリアフリーに対する認識不足や高齢者・障害がある人などへの無関心や偏見など、いわゆる心のバリア。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月 6日施行

### (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人種の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

### (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

---

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講ずる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会規則

〔平成 年 月 日〕  
規 則 第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例（昭和60年条例第17号）の規定に基づき、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、人権施策の総合的かつ計画的な推進に関し、調査審議し、答申すること。
- (2) 太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針に関すること。
- (3) 人権施策の実施状況に関し、市長に対し、報告を求め、及び意見を述べること。
- (4) その他人権施策の推進について必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、7人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き委員の互選により定める。

- 2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

---

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部人権政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針策定委員会規程

〔 平成 年 月 日 〕  
〔 訓令 第 号 〕

### (目的)

第1条 この訓令は、人権尊重のまちづくりの実現を図るため、太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針策定委員会（以下「委員会」という。）を置き、人権尊重のまちづくりの推進に向けた基本指針を策定し、総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針の素案の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は14人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。ただし、第1号から第13号に掲げる者については、別に辞令を用いることなく委員に命じられたものとする。

- (1) 市民生活部長
- (2) 教育部長
- (3) 総務課長
- (4) 観光交流課長
- (5) 人権政策課長
- (6) 福祉課長
- (7) 子育て支援課長
- (8) 高齢者支援課長
- (9) 保健センター所長
- (10) 建設産業課長
- (11) 教務課長
- (12) 学校教育課長
- (13) 生涯学習課長
- (14) その他市長が必要と認める者

---

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、市民生活部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の委員は、委員の中から委員長が決定する。
- 3 専門部会が審議した結果は、委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部人権政策課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

20太人政第 44 号

平成20年8月 5 日

太宰府市人権尊重のまちづくり推進

審議会会長 様

太宰府市長 井 上 保 廣

「総合行政としての、新たな人権施策のあり方」について（諮問）

太宰府市における人権尊重を基本に据えた総合行政のため、人権施策を確立していくための方策及び人権教育・啓発のあり方について、審議会の意見を求めます。

#### 諮問理由

太宰府市におきましては、第四次総合計画後期基本計画の中で「歴史とみどり豊かな文化のまち」を将来像とした「基本構想」の早期実現に向けて、市民の皆様が自然と歴史に育まれた環境の中で、「太宰府」の文化に浸りながら、いきいきと交流し、より良い暮らしができる「まほろばの里づくり」を目指したまちづくりを進めています。

なかでも、「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」を進めるために「人権の尊重」を重要施策の一つとして位置づけし、さまざまな人権問題の解決に取り組んできました。

今後、これまで培ってきた個々の取り組みの成果をあらゆる人権に関する問題解決につなげていくことにより、市民が共に生き、共に支え合う「市民との協働のまちづくり」を目指し、総合的かつ積極的な施策を推進することとしています。

また、「人権教育及び人権啓発に関する法律」に基づき策定された国の「人権教育・人権啓発に関する基本計画」や「人権教育のための国連10年太宰府市行動計画」を踏まえ、上述の総合的な施策の核となる人権教育・人権啓発のあり方についても検討していくこととしております。

つきましては、本市における「21世紀・人が輝く太宰府のまちづくり」を目指した総合行政としての新たな人権行政を確立していくための方策及び人権教育・人権啓発のあり方についてご意見を賜りたく、ここに諮問いたします。

## 太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会の審議経過

### 平成20年度の開催日と内容

	開催日	審議内容
第1回	平成20年8月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○審議会の公開のあり方について</li> <li>○太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会規則の説明</li> <li>○諮問「総合行政としての、新たな人権施策のあり方」について</li> <li>○同基本指針策定に向けた今後のスケジュールについて</li> <li>○委員からの意見・要望</li> </ul>
第2回	平成20年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回人権尊重のまちづくり推進審議会会議録について</li> <li>○太宰府市の人権政策の取り組みについて</li> <li>○諮問事項である「総合行政としての、新たな人権政策」の基本理念に基づく意見交換について</li> </ul>
第3回	平成20年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○諮問事項である「総合行政としての、新たな人権施策」の基本理念のまとめ</li> <li>○人権団体への意見・提案の募集について</li> </ul>
第4回	平成20年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○諮問事項である「総合行政としての、新たな人権施策」の基本理念答申(案)のまとめについて</li> <li>○個別課題である「同和問題」について</li> <li>○個別課題である「女性の人権問題」について</li> <li>○人権団体への意見・提案の依頼文送付について</li> </ul>
第5回	平成21年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別課題「同和問題」、「女性の人権問題」の修正について</li> <li>○個別課題である「子どもの人権問題」について</li> <li>○個別課題である「高齢者の人権問題」について</li> <li>○個別課題である「障害者の人権問題」について</li> <li>○個別課題である「外国人の人権問題」について</li> <li>○個別課題である「HIV感染者などに関する人権問題」について</li> <li>○個別課題である「様々な人権問題」について</li> <li>○人権団体から募集した意見等の経過報告について</li> </ul>
第6回	平成21年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別課題全体の修正について</li> <li>○答申案の全体的な構成について</li> <li>○答申案草案について</li> </ul>
第7回	平成21年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○答申案全体のまとめ</li> <li>○諮問事項「総合行政としての、新たな人権施策」について答申</li> </ul>

### 平成21年度の開催日と内容

第1回	平成21年9月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針(案)について報告</li> <li>○審議会委員から意見・助言</li> </ul>
第2回	平成21年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針(案)について報告</li> <li>○審議会委員から意見・助言・まとめ</li> </ul>
第3回	平成22年2月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針(案)のまとめ</li> <li>○同基本指針に基づく実施計画(案)について報告</li> <li>○審議会委員から意見・助言・まとめ太宰府市人権尊重のまちづくり推進</li> </ul>

## 太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	主な活動・職歴等	備 考 欄
あんようじ よしひこ 安養寺 芳彦	市民代表	
いなづみ けんじろう 稲積 謙次郎	福岡県人権施策 懇話会会長	
いわき かずよ 岩城 和代	弁護士	
さきやま えいじ 崎山 英二	福岡法務局筑紫支局長	
のぐち よしふみ 野口 義史	校長会代表 (太宰府中学校長)	
やまさき やすのり 山崎 安則	筑紫女学園大学 文学部人間福祉科 准教授	会長
やまもと ひろみ 山本 浩美	人権擁護委員	副会長

※定数総計 7 名

---

平成21年3月18日

太宰府市長 井上 保廣 様

太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会  
会 長 山 崎 安 則

「総合行政としての、新たな人権施策のあり方」について (答申)

平成20年8月5日付け、太人政第44号を以って諮問のありました「総合行政としての、新たな人権施策のあり方」に関し、審議の結果、次のとおり答申します。